(別紙) 新旧対照表

横浜型企業誘致,產業立地促進計画 新 旧 1~3 (略) 1~3 (略) 4 地域再生計画の目標 4 地域再生計画の目標 (1) (略) (1) (略) (2) これまでの取り組み (2) これまでの取り組み ア 企業立地促進条例等による企業誘致の推進 ア 企業立地促進条例等による企業誘致の推進 (略) (略) 特に、企業立地促進条例については、制定当初は、都心部のみなとみらい21地区(業務系) 特に、企業立地促進条例については、制定当初は、都心部のみなとみらい21地区(業務系) と京浜臨海部(工業系)の2地区を対象地区としてスタートした制度であるが、企業誘致の重要 と京浜臨海部(工業系)の2地区を対象地区としてスタートした制度であるが、企業誘致の重要 性に鑑み、平成17年12月に業務系3地区、工業・研究所系4地区を追加し、企業誘致の促 性に鑑み、平成17年12月に業務系3地区、工業・研究所系4地区を追加し、企業誘致の促 進に取り組んでいるところであり、平成22年3月末までに57件の条例支援を認定し、本市 進に取り組んでいるところであり、平成21年12月末までに53件の条例支援を認定し、本 の予定支援額で約186億円、認定事業の総投下資本額で約3068億円の投資を誘導してい 市の予定支援額で約177億円、認定事業の総投下資本額で約3009億円の投資を誘導して いる。 る。

(略)

◆横浜市の企業立地促進条例の概要

 $1 \sim 2$ (略)

3 支援内容

(建物を建設・取得する場合等)

・投下資本の額に応じ、固定資産税・都市計画税の1/2、5年間の減免、及び投資金額の8%(ただし研究所は10%)(最大20億円)の助成金の交付。

(建物を賃借する場合)

・法人市民税(法人税割額)の約1/2相当額、3年間(最大3億円)の助成金の交付

(略)

◆横浜市の企業立地促進条例の概要

 $1 \sim 2$ (略)

- 3 支援内容
- ・投下資本の額に応じ、固定資産税・都市計画税の1/2、5年間の減免、及び投資金額の8%(ただし研究所は10%)(最大20億円)の助成金の交付。

新 \Box 4 実績 4 実績 ・平成16年4月の制度制定以降、平成22年3月末までに57件 ・平成16年4月の制度制定以降、平成21年12月末までに53件 イ (略) イ (略) ウ 中小中堅企業を対象とするものづくり支援や創業支援 ウ 中小中堅企業を対象とするものづくり支援や創業支援 企業立地促進条例を補完する制度として、条例対象地区以外にも一定の工業集積のある 企業立地促進条例を補完する制度として、条例対象地区以外にも一定の工業集積のある 地域において、中小企業の工場新増設等を対象とする助成制度を定め、中小・中堅企業の 地域において、中小企業の工場新増設等を対象とする助成制度を定め、中小・中堅企業の 投資の誘導と支援を進めるとともに、工業系十地利用の保全に取り組んでいる。 投資の誘導と支援を進めるとともに、工業系十地利用の保全に取り組んでいる。 また、本市には高い技術力を持った中小企業の集積があるため、この技術力を活かして また、本市には高い技術力を持った中小企業の集積があるため、この技術力を活かして 行政課題解決に活用する「横浜市中小企業研究開発促進事業(SBIR)」を推進しており、 行政課題解決に活用する「行政課題解決型技術革新事業(横浜版 SBIR)」を推進しており、 本市が指定した行政サービスに有効な新技術、新製品等の開発成果が得られた場合、その 本市が指定した行政サービスに有効な新技術、新製品等の開発成果が得られた場合、その 製品を本市が行政サービスに活用する。 製品を本市が行政サービスに活用する。 この他、中小・中堅企業の持つ技術力を活かす知的財産活用の支援や、大学発ベンチャ この他、中小・中堅企業の持つ技術力を活かす知的財産活用の支援や、大学発ベンチャ 一創業支援等、ものづくりを振興する様々な施策を展開している。 一創業支援等、ものづくりを振興する様々な施策を展開している。 エ~才 (略) エ~才(略) (3) (略) (3) (略) 5 目標を達成するために行う事業 5 目標を達成するために行う事業 5-1 (略) 5-1 (略) 5-2 (略) 5-2 (略) 5-3-1支援措置を適用して行う事業 5-3-1支援措置を適用して行う事業 5 - 3 - 1 - 1 (略) 5 - 3 - 1 - 1 (略) 5 - 3 - 1 - 25 - 3 - 1 - 2【B0501】 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業(法務省) 【B0501】 外国人研究者等に対する永住許可弾力化事業(法務省) (1) 略 (1)(略)

新	旧	
(2) 支援措置の対象となる機関	(2) 支援措置の対象となる機関	
本支援措置の対象となる機関は以下の <u>7</u> 機関である。	本支援措置の対象となる機関は以下の <u>2</u> 機関である。	
<外国人研究者受入れ機関>	①独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)	
①独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)	②公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)	
②公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)		
<外国人情報処理技術者受入れ機関>		
③富士通LSIテクノロジ株式会社		
④株式会社イー・シャトル		
⑤富士通エレクトロニクス株式会社		
⑥富士通セミコンダクター株式会社		
⑦富士通マイクロソリューションズ株式会社		

また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりである。

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動
独立行政法	横浜研	横浜市鶴見	ライフサイエンスの拠点	ライフサイエン
人理化学研	究所	区末広町1	として、ゲノム科学、植物	ス
究所		-7 - 22	科学、遺伝子多型、免疫ア	
			レルギー科学の4分野に	
			ついての研究	
公立大学法	鶴見キ	横浜市鶴見	隣接する理化学研究所横	ライフサイエン
人横浜市立	ャンパ	区末広町1	浜研究所と連携したゲノ	ス
大学	ス	-7 - 22	ムの研究	
富士通LS	<u>本社</u>	横浜市港北	電子デバイス事業及び他	情報処理活動
<u>I テクノロ</u>		区新横浜2	関連事業用途向け業務シ	
ジ株式会社		<u>-100-</u>	ステム開発、製造及び販売	
		<u>4 5</u>		
株式会社イ	<u>本社</u>	横浜市港北	EB露光装置を活用した	情報処理活動
<u>ー・シャトル</u>		区新横浜2	半導体デバイスの試作サ	
		-10-2	<u>ービス及び活用技術の開</u>	
		<u>3</u>	<u>発</u>	
富士通エレ	新横浜	横浜市港北	組込ソフトウェア開発	情報処理活動
<u>クトロニク</u>	開発セ	区新横浜2		
ス株式会社	ンター	-10-2		
		<u>3</u>		
富士通セミ	<u>本社</u>	横浜市港北	LSIに関する設計・開	情報処理活動
<u>コンダクタ</u>		区新横浜2	発・製造・販売にかかる事	
一株式会社		-10-2	<u>業</u>	
		<u>3</u>		
富士通マイ	<u>本社</u>	横浜市港北	半導体の設計・開発	情報処理活動
クロソリュ		区新横浜2		
<u>ーションズ</u>		-10-2		
株式会社		<u>3</u>		
ーションズ		-10-2		

また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりである。

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動
独立行政法	横浜研	横浜市鶴見	ライフサイエンスの拠点	ライフサイエン
人理化学研	究所	区末広町1	として、ゲノム科学、植物	ス
究所		-7 - 22	科学、遺伝子多型、免疫ア	
			レルギー科学の4分野に	
			ついての研究	
公立大学法	鶴見キ	横浜市鶴見	隣接する理化学研究所横	ライフサイエン
人横浜市立	ャンパ	区末広町1	浜研究所と連携したゲノ	ス
大学	ス	-7-22	ムの研究	

(3) 上記 (2) の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令 (平成18年法務省令第79号) に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

<外国人研究者受入れ機関>

外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等を促進し、地元企業や関連研究機関との共同研究をより一層充実させ、関連産業の集積を図るためには、「①独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)」「②公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)」の2機関における研究活動や特定プロジェクトに従事することになる常勤または長期任用の外国人研究者に対して本支援措置を適用することにより、外国人研究者の受入れを円滑に行うことが必要である。

(略)

<外国人情報処理技術者受入れ機関>

IT 関連企業の研究開発に関しては、現在、優秀な外国人情報処理技術者の活用が進んでおり、今後、横浜の IT 産業が更に発展していくためには、IT ビジネスが国境を越えてリアルタイムに展開される状況の中で、外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理の支援措置を適用することにより、外国人情報処理技術者が迅速に申請手続等を済ますことができる環境が必要である。これにより、外国人情報処理技術者が研究開発や事業活動に専念することができるとともに、ボーダレスな事業活動がスムーズに横浜から展開されるようになる。

「③富士通LSIテクノロジ株式会社」、「④株式会社イー・シャトル」、「⑤富士通工レクトロニクス株式会社」、「⑥富士通セミコンダクター株式会社」及び「⑦富士通マイクロソリューションズ株式会社」は、高い競争力を有する自社製品の開発や、外国人情報処理技術者を活用した高品質なシステム開発を行っており、そのために必要な体制を十分に備えているといえる。これら製品の海外展開や外国人情報処理技術者の受入を考えたときに、本支援措置を活用することでよりスムーズに事業展開を図ることが出来る。

こうした IT 関連企業が国内、海外含めて競争力を高めることにより、横浜の IT 産業

(3) 上記 (2) の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を 定める省令(平成18年法務省令第79号)に定める要件に該当するものであること並びに そのように判断した理由

外国人研究者を活用した研究開発の促進や、外国人による研究開発成果を活用した事業活動等を促進し、地元企業や関連研究機関との共同研究をより一層充実させ、関連産業の集積を図るためには、「①独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)」「②公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)」の2機関における研究活動や特定プロジェクトに従事することになる常勤または長期任用の外国人研究者に対して本支援措置を適用することにより、外国人研究者の受入れを円滑に行うことが必要である。

(略)

の活性化に寄与し、横浜型 IT 産業クラスター形成につながっていくものと考えられる。 なお、本支援措置の対象となる機関は、これまでにも外国人情報処理技術者を受入れ た実績があり、外国人の在留に係る管理およびその運用について良好な対応が期待でき る。

さらに、本市では、YOKE情報・相談コーナーを設置し、在住外国人への生活情報 や様々な分野の相談への多言語での対応、外国人支援についての情報提供・相談などの サポートを行っており、市内4箇所に地域住民と在住外国人との国際交流拠点として、 国際交流ラウンジが設置されているなど、在住外国人への生活支援の環境が備わってい る。

(4) 本支援措置を活用して取組が地域再生の内容

<外国人研究者受入れ機関>

京浜臨海部の2研究機関において、生命科学の先端的な研究開発及びそれを活用した経営活動を行う外国人研究者のうち、顕著な研究開発の実績を有する者に対して、永住許可のうち、必要な在留実績を3年以上に短縮することで、早期に永住権を取得することが可能となる。

(略)

<外国人情報処理技術者受入れ機関>

横浜に立地する IT 関連の機関は、優秀な外国人労働者の人材の活用が盛んとなって おり、永住許可のうち、必要な在留実績を3年以上に短縮することで、早期に永住権を 取得することが可能となる。

これにより、優秀な外国人労働者が安定的に事業活動並びに開発活動等に従事することが可能となり、より一層のIT産業に係るビジネス環境が整うことになる。

こうした取組みを推進することにより、優秀な外国人情報処理技術者や企業等の誘致が進み、横浜に先端的なIT産業拠点の形成が図られることとなる。さらに、横浜およびその周辺に立地する様々な産業群とのネットワーキングなど通じて、日本を代表するIT産業の拠点となり、本市が目指す「横浜型IT産業クラスター」の形成につなげていく。

なお、本機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する事業は、次のとおりであ

(4) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

京浜臨海部の2研究機関において、生命科学の先端的な研究開発及びそれを活用した経営活動を行う外国人研究者のうち、顕著な研究開発の実績を有する者に対して、永住許可のうち、必要な在留実績を3年以上に短縮することで、早期に永住権を取得することが可能となる。

旧

(略)

新

る。

「富士通LSIテクノロジ株式会社」は、電子デバイス事業及び他機関連携事業用途 向けの業務システム開発、製造及び販売に積極的に取り組んでいる。「株式会社イー・ シャトル」はEB露光装置を活用した半導体デバイスの試作サービス及び活用技術に高 い開発力を備えている。「富士通エレクトロニクス株式会社」は組込ソフトウェア開発 に高い技術力を備えている。「富士通セミコンダクター株式会社」はLSIに関する設 計・開発・製造・販売に係る事業に積極的に取り組んでいる。「富士通マイクロソリュ ーションズ株式会社」は半導体の設計・開発に高い技術力を備えている。このような機 関が、こうした製品・サービスをより高度化し、さらにはマーケットを拡大するための 海外展開等を志向することは、横浜の IT 産業の振興に大きく寄与し、「横浜市 IT 産業 戦略」で目指す「横浜型 IT 産業クラスター」の形成につながっていくものと考えられ る。

【B0502】外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業(法務省)

- (1) (略)
- (2) 支援措置の対象となる機関

本支援措置の対象となる機関は以下の10機関である。

- <外国人研究者受入れ機関>
 - ①独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)
 - ②公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)
- <外国人情報処理技術者受入れ機関>
 - ③株式会社USTAGE
 - ④株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン
 - ⑤アーズ株式会社
 - ⑥富士通LSIテクノロジ株式会社
 - (7)株式会社イー・シャトル
 - ⑧富士通エレクトロニクス株式会社
 - ⑨富士通セミコンダクター株式会社
 - ⑩富士通マイクロソリューションズ株式会社

【B0502】外国人研究者等に対する入国申請手続きに係る優先処理事業(法務省)

- (1) (略)
- (2) 支援措置の対象となる機関

本支援措置の対象となる機関は以下の5機関である。

- <外国人研究者受入れ機関>
 - ①独立行政法人理化学研究所(横浜研究所)
 - ②公立大学法人横浜市立大学(鶴見キャンパス)
- <外国人情報処理技術者受入れ機関>
 - ③株式会社USTAGE
 - 4株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン
 - ⑤アーズ株式会社

また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりである。

また、各機関において実際に本支援措置を活用する施設名、所在地は以下のとおりである。

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動
独立行政法	横浜研	横浜市鶴見	ライフサイエンスの拠点	ライフサイエン
人理化学研	究所	区末広町1	として、ゲノム科学、植物	ス
究所		-7 - 22	科学、遺伝子多型、免疫ア	
			レルギー科学の4分野に	
			ついての研究	
公立大学法	鶴見キ	横浜市鶴見	隣接する理化学研究所横	ライフサイエン
人横浜市立	ャンパ	区末広町1	浜研究所と連携したゲノ	ス
大学	ス	-7 - 22	ムの研究	
株式会社U	本社	横浜市戸塚	建設用CADデータ作成	情報処理活動
STAGE		区品濃町5	ソフトの自社開発・販売、	
		03-10	およびネットワークソリ	
		グラフテッ	ューションの提供	
		ク東戸塚ビ		
		ル5 F		
株式会社ア	本社	横浜市中区	マルチメディア、画像処	情報処理活動
クセル・ソリ		本町1-7	理、通信、組込み等のシス	
ューション		東ビル5F	テム開発	
ズ・ジャパン				
アーズ株式	本社	横浜市神奈	無線モジュール、センサネ	情報処理活動
会社		川区栄町5	ットワークシステムの開	
		-1 横浜	発	
		クリエーシ		
		ョンスクエ		
		ア15F		
富士通LS	<u>本社</u>	横浜市港北	電子デバイス事業及び他	情報処理活動
<u>I テクノロ</u>		区新横浜2	関連事業用途向け業務シ	
ジ株式会社		<u>-100-</u>	ステム開発、製造及び販売	
		<u>45</u>		

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動
独立行政法	横浜研	横浜市鶴見	ライフサイエンスの拠点	ライフサイエン
人理化学研	究所	区末広町1	として、ゲノム科学、植物	ス
究所		-7 - 22	科学、遺伝子多型、免疫ア	
			レルギー科学の4分野に	
			ついての研究	
公立大学法	鶴見キ	横浜市鶴見	隣接する理化学研究所横	ライフサイエン
人横浜市立	ャンパ	区末広町1	浜研究所と連携したゲノ	ス
大学	ス	-7 - 22	ムの研究	
株式会社U	本社	横浜市戸塚	建設用CADデータ作成	情報処理活動
STAGE		区品濃町5	ソフトの自社開発・販売、	
		03 - 10	およびネットワークソリ	
		グラフテッ	ューションの提供	
		ク東戸塚ビ		
		ル5 F		
株式会社ア	本社	横浜市中区	マルチメディア、画像処	情報処理活動
クセル・ソリ		本町1-7	理、通信、組込み等のシス	
ューション		東ビル5F	テム開発	
ズ・ジャパン				
アーズ株式	本社	横浜市神奈	無線モジュール、センサネ	情報処理活動
会社		川区栄町5	ットワークシステムの開	
		-1 横浜	発	
		クリエーシ		
		ョンスクエ		
		ア15F		

機関名	施設名	所在地	概要	外国人の活動
株式会社イ	<u>本社</u>	横浜市港北	EB露光装置を活用した	情報処理活動
<u>ー・シャトル</u>		区新横浜2	半導体デバイスの試作サ	
		-10-2	ービス及び活用技術の開	
		<u>3</u>	<u>発</u>	
富士通エレ	新横浜	横浜市港北	組込ソフトウェア開発	情報処理活動
<u>クトロニク</u>	開発セ	区新横浜2		
ス株式会社	ンター	-10-2		
		<u>3</u>		
富士通セミ	<u>本社</u>	横浜市港北	LSIに関する設計・開	情報処理活動
<u>コンダクタ</u>		区新横浜2	発・製造・販売にかかる事	
一株式会社		-10-2	<u>業</u>	
		<u>3</u>		
富士通マイ	<u>本社</u>	横浜市港北	半導体の設計・開発	情報処理活動
クロソリュ		区新横浜2		
<u>ーションズ</u>		-10-2		
株式会社		<u>3</u>		

新

(3) 上記 (2) の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を定める省令(平成18年法務省令第79号)に定める要件に該当するものであること並びにそのように判断した理由

(略)

<外国人情報処理技術者受入れ機関>

IT 関連企業の研究開発に関しては、現在、優秀な外国人情報処理技術者の活用が進んでおり、今後、横浜の IT 産業が更に発展していくためには、IT ビジネスが国境を越えてリアルタイムに展開される状況の中で、外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理の支援措置を適用することにより、外国人情報処理技術者が迅速に申請手続等を済ますことができる環境が必要である。これにより、外国人情報処理技術者が研究開発や事業

(3) 上記 (2) の機関が、出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の事業活動の要件を 定める省令 (平成18年法務省令第79号) に定める要件に該当するものであること並びにそのよ うに判断した理由

(略)

<外国人情報処理技術者受入れ機関>

IT 関連企業の研究開発に関しては、現在、優秀な外国人情報処理技術者の活用が進んでおり、今後、横浜の IT 産業が更に発展していくためには、IT ビジネスが国境を越えてリアルタイムに展開される状況の中で、外国人研究者等に対する入国申請手続に係る優先処理の支援措置を適用することにより、外国人情報処理技術者が迅速に申請手続等を済ますことができる環境が必要である。これにより、外国人情報処理技術者が研究開発や事業

新

活動に専念することができるとともに、ボーダレスな事業活動がスムーズに横浜から展開されるようになる。

「株式会社USTAGE」、「株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン」、「アーズ株式会社」、「富士通LSIテクノロジ株式会社」、「株式会社イー・シャトル」、「富士通エレクトロニクス株式会社」、「富士通セミコンダクター株式会社」及び「富士通マイクロソリューションズ株式会社」は、高い競争力を有する自社製品の開発や、外国人情報処理技術者を活用した高品質なシステム開発を行っており、そのために必要な体制を十分に備えているといえる。これら製品の海外展開や外国人情報処理技術者の受入を考えたときに、本支援措置を活用することでよりスムーズに事業展開を図ることができる。

(略)

(4) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

(略)

<外国人情報処理技術者受入れ機関>

横浜に立地する IT 関連の機関は、入国申請手続に必要となる期間が短縮することで、より早期に、そしてよりタイムリーに事業活動並びに開発活動等に着手することが可能となり、より一層の IT 産業に係るビジネス環境が整うことになる。

こうした取組みを推進することにより、優秀な外国人情報処理技術者や企業等の誘致が進み、横浜に先端的なIT産業拠点の形成が図られることとなる。さらに、横浜およびその周辺に立地する様々な産業群とのネットワーキングなど通じて、日本を代表するIT産業の拠点となり、本市が目指す「横浜型IT産業クラスター」の形成につなげていく。

なお、本機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する事業は、次のとおりである。

「株式会社USTAGE」は、高い付加価値を有する独自作成ソフトを自社製品としてもち、またそのための高い技術力を備えている。「株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン」は、インド系企業として、CMMI レベル 5 を取得した開発力を活かしたサービスを国内で提供している。「アーズ株式会社」は、無線センサーネットワークの分野で高い技術力を有し、各大学や研究所と共同で新しい技術開発にも積極的に取り組んでいる。「富士通LSIテクノロジ株式会社」は、電子デバイス事業及び他機関連携事業用途向けの業務システム開発、製造及び販売に積極的に取り組んでいる。「株式会社イー・シャト

活動に専念することができるとともに、ボーダレスな事業活動がスムーズに横浜から展開されるようになる。

「株式会社USTAGE」、「株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン」 <u>及び</u>「アーズ株式会社」は、高い競争力を有する自社製品の開発や、外国人情報処理技術者を活用した高品質なシステム開発を行っており、そのために必要な体制を十分に備えているといえる。これら製品の海外展開や外国人情報処理技術者の受入を考えたときに、本支援措置を活用することでよりスムーズに事業展開を図ることができる。

(略)

(4) 本支援措置を活用して取組む地域再生の内容

(略)

<外国人情報処理技術者受入れ機関>

横浜に立地する IT 関連の機関は、入国申請手続に必要となる期間が短縮することで、より早期に、そしてよりタイムリーに事業活動並びに開発活動等に着手することが可能となり、より一層の IT 産業に係るビジネス環境が整うことになる。

こうした取組みを推進することにより、優秀な外国人情報処理技術者や企業等の誘致が進み、横浜に先端的なIT産業拠点の形成が図られることとなる。さらに、横浜およびその周辺に立地する様々な産業群とのネットワーキングなど通じて、日本を代表するIT産業の拠点となり、本市が目指す「横浜型IT産業クラスター」の形成につなげていく。

なお、本機関が本支援措置を活用して行う地域再生に資する事業は、次のとおりである。「株式会社USTAGE」は、高い付加価値を有する独自作成ソフトを自社製品としてもち、またそのための高い技術力を備えている。「株式会社アクセル・ソリューションズ・ジャパン」は、インド系企業として、CMMI レベル 5 を取得した開発力を活かしたサービスを国内で提供している。「アーズ株式会社」は、無線センサーネットワークの分野で高い技術力を有し、各大学や研究所と共同で新しい技術開発にも積極的に取り組んでいる。このような機関が、こうした製品・サービスをより高度化し、さらにはマーケットを拡大するための海外展開等を志向することは、横浜の IT 産業の振興に大きく寄与し、「横浜市

以下の取り組みを行う。

 $(1) \sim (2)$ 略

(3) 中小中堅企業を対象とするものづくり支援や創業支援 中小・中堅企業を育成し、ものづくりや創業を支援するため、横浜市中小企業研究開 発促進事業(SBIR)、横浜型知的戦略推進事業、大学発ベンチャー創業促進等を推進 する。

(4) 略

6~8 (略)

 $(1) \sim (2)$ 略

(3) 中小中堅企業を対象とするものづくり支援や創業支援

中小・中堅企業を育成し、ものづくりや創業を支援するため、行政課題解決型技術革 新事業(横浜版 SBIR)、横浜型知的戦略推進事業、大学発ベンチャー創業促進等を推進す

(4) 略

6~8 (略)